

明日香村郷土学習副読本（後期用）作成業務仕様書

1 目的

本業務は、「明日香村郷土学習副読本作成委員会」で審議された内容を基本に、村内の中学生が使用する明日香村郷土学習副読本（後期用）を作成するものである。

明日香村では幼小中一貫教育の充実・発展に取り組んでおり、特に、「郷土学習」はその中核をなす学習である。これまで各校園で独自に取り組んできた郷土学習を、「郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土を語る子どもの育成」を目標に12年間を見通した郷土学習に進化させるため、平成29年1月に「明日香郷土学習プログラム」を作成した。このプログラムは、幼稚園から小学校、小学校から中学校への学習段差をなくし、シームレスな教育内容・方法を目指すものであるとともに、全教員が目標に向け適切に指導を行うべきもので、新しく作成する副読本は、「明日香郷土学習プログラム」にきちんと対応させるものである。

特に、小学校3年生から中学校3年生までの「あすか科」、「明日香学」の学習の充実・進化を図るもので、明日香郷土学習を進めるための教科書と位置づくものとして、平成30年度に前期用（小学校3・4年生の使用）と中期用（小学校5・6年生及び中学1年生の使用）を作成した。平成31年度に「郷土明日香」研究のための資料及び参考用図書と位置づくものとして、3冊目の後期用（中学校2・3年生の使用）を作成し、明日香村郷土学習副読本を完成させる。

2 委託業務内容

(1) 明日香村郷土学習副読本（以下「副読本」という。）の執筆・編集・デザインに関わる業務

① 副読本は、前期用・中期用・後期用の3部構成である。本業務については、前期用・中期用に続く3冊目後期用の作成を目的としているが、郷土学習プログラム全体を総合的に考慮した内容とすること。

② 副読本3冊目後期用を作成する。

中学校2・3年生が「郷土明日香」研究のための資料及び参考用図書として使用できる内容

③ 構成・編集は次の通りとする。

ア 「副読本作成委員会」（以下「作成委員会」という。）で審議された内容を基本に構成

イ 郷土学習プログラムに沿った目標、内容（身につける資質・能力）に対応した構成

ウ 郷土学習プログラムの4つのテーマ「明日香の歴史」「明日香の伝統文化」「明日香の自然」「明日香のくらし」と3つの教育区分の内「後期」に対応

エ 原稿執筆は、主に作成委員会が行うものとするが、受託者は、作成委員会が収集しきれない写真・データ等を入手し、必要に応じて専門的見地から執筆の補足を行うこと。

オ 受託者は、作成委員会が集めた資料・データ等を、生徒が理解しやすいようにわかりやすく編集・デザインを行うと共に、ユニバーサルデザインに配慮した紙面構成を工夫すること。

カ 受託者は、作成委員会が提供する原稿について、社会・理科・家庭等の中学校の教科書の記載内容に照らして校正を行うこと。

キ 中学校の各発達段階に応じた言い回しや学年別漢字配当表に配当されている漢字を使用し、校正を行うこと。

ク 必要なイラストについては、作成委員会のイメージに沿い、加工・作成すること。

ケ 委員会の会議等に、求めに応じて参加すること。

(2) 副読本の印刷・製本に関する業務

① 基本仕様は次のとおりとする。

ア 寸 法 B 5 版

イ 頁 数 200 頁（表紙・裏表紙を含む。）程度

ウ 用 紙 副読本として適正な紙質

エ 製本仕様 無線綴じ

② 印刷部数は次のとおりとする。

600部

3 業務期間

契約締結日の翌日から平成32年3月27日まで

4 委託料に含まれる経費

(1) 編集・原稿整理（原稿は支給）

(2) 追加程度の原稿執筆

(3) レイアウト・イラスト挿入・ベースデザイン考案

(4) データの作成

(5) 印刷・製本・加工

5 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、教育文化課と協議のうえ、「作業計画書」を作成するものとする。

6 打ち合わせ

受託者は、本業務の実施において、教育文化課及び関係機関と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打ち合わせの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

7 業務管理

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、同種・類似業務の経験を有する者を担当者に配置しなければならない。

8 成果品

(1) 資料的冊子 600部 B 5 版

(2) 上記にかかる電子データ 一式

※ 業務に付随する成果品の管理及び権利の帰属はすべて明日香村教育委員会のものとし、明日香村教育委員会が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

9 納品場所

明日香村教育委員会事務局 教育文化課

〒634-0141 奈良県高市郡明日香村大字川原91番地の1

10 その他

- (1) 当業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、すべて明日香村教育委員会に帰属するものとする。成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、明日香村教育委員会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。
- (2) 仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、明日香村教育文化課の指示によるものとする。

■ 明日香村郷土学習と副読本の作成 ■

幼小中一貫教育のねらい

「郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土を語れる子ども」の育成

幼小中の12年間を見通した“学校教育”の中核 ⇒ 明日香郷土学習

□郷土学習：四つのテーマ□

“明日香の歴史”・“明日香の伝統・文化”・“明日香の自然”・“明日香の暮らし”

□明日香郷土学習が目指すもの

- ・明日香村は、国の特別措置法に「他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成している」と明記されるとともに、世界遺産暫定リストへの登録や飛鳥時代の物語「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」の日本遺産認定もされている。
- ・ところが、明日香村の子どもたちは幼少の頃から明日香の自然や歴史的遺産を身近に育つため、郷土への関心や探究心の醸成につながりにくいのが現状である。
- ・よって、「郷土を知り、郷土を愛し、郷土に誇りを持ち、郷土を語れる子どもの育成」を目標する一貫教育では、郷土学習が果たす役割は非常に大きく、四つのテーマ“明日香の歴史・明日香の伝統文化・明日香の自然・明日香の暮らし”について学習することは大変意義がある。

■ 明日香村郷土学習プログラム ■

		前期用				中期用			後期用				
テーマ	学年	プレ期			前期				中期			後期	
		3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
歴史		史跡	史跡	たんけんちま	明日香の秋(秋マップ)		明日香めぐり(おすめスポ)	景観を守る(明日香法)		明日香の歴史↓(観光ガイド)	明日香法	今、これから明日香	
伝統・文化		明日香の歌	明日香の歌	わらべ太鼓	明日香カルタ		万葉カルタ	百人一首			万葉歌	伝説を受け継ぐ	
自然		自然	自然の	たんけんちま	明日香の春(限島川)	里山の自然		明日香の自然	限島川の水質	里山の生物		自然を守る	
くらし					村たんけん(伝承所資料館)地域のまつり		明日香めぐり(備田)	文化財を守る	農業の活性化(米作り)古代金	村営場の取組↓明日香村の村来	明日香法とくらし	これからの明日香	

地域住民による学習活動への協働・参画

■ 明日香村郷土学習副読本 ■

1.副読本の構成

- (ア)前期用 (小3・4年用)
- (イ)中期用 (小5・6・中1年用)
- (ウ)後期用 (中2・3年用)・・・名称は時期を見て決定する。

2.副読本の内容

- (ア)前期用 郷土学習プログラムの指導に対応した教科書として位置づける。
- (イ)中期用
- (ウ)後期用 「郷土明日香」研究のための参考用図書として位置づける。なお、村民や観光客等への配布にも対応するため、ストーリー性を意識し読みやすくするなど、レイアウトやサイズ等の工夫を行う。

3.作成計画

